

様式 4

南相馬市監査委員公表第 1 号

令和 4 年 1 1 月 3 0 日付け南相馬市監査委員公表第 6 号で公表した監査結果報告について、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき南相馬市長から令和 4 年 1 2 月 2 3 日付け 4 財第 7 5 7 号により措置の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表します。

令和 5 年 1 月 1 0 日

南相馬市監査委員 大 谷 嘉 洋

南相馬市監査委員 細 田 廣

監査結果に係る措置通知書

スポーツ推進課	
監査結果 (指摘事項)	改善措置
<p><b>東武パークゴルフ場について</b></p> <p>1 運營業務において、利用者の安全対策を第一に運営すること、災害時・緊急時に備えた危機管理を徹底することとしており、AEDリースについては、指定管理者指定申請書で、使用料・賃借料に計上されていました。しかし実際は指定管理者が購入し、設置はされていましたが、保守点検等の契約がされていませんでした。非常時に適切に利用できるよう、必要に応じた保守点検を行うよう改善してください。</p> <p>2 芝管理業務において、薬剤散布をする場合、使用した薬剤を帳簿に記録することと規定していますが、記録簿がありませんでした。仕様書に定めた管理業務が正しく行われているか、記録簿、業務報告書等が整備されているか、所管課は適時確認するなど適切な管理監督に努めてください。</p> <p>3 募集要項では、施設の利用促進に関する業務として、初心者を対象としたパークゴルフ教室及び三世交流パークゴルフ大会を行うこととしていますが、指定管理者指定申請書では、自主事業として提案されるなど、相互で確認が曖昧になっていました。また、食堂についても、自主事業として行われていますが、指定管理者</p>	<p>1 AEDは、利用者の体調が急変した場合の初期対応として、重要な機器と捉えています。AEDの管理については、指定管理者側で点検担当者を配置し、点検表に基づき、毎日の日常点検（AED本体のインジケータの確認）の実施及び表示ラベルによる消耗品の管理等を行うことで改善を図りました。</p> <p>また、定期調査等で施設を訪問した際には市側でも管理者として点検表の確認や、点検表に基づき、詳細に点検することとし適切な管理に努めていきます。</p> <p>2 薬剤散布の状況については、確認を行い、使用した薬剤の帳簿への記録を指示しました。</p> <p>また、仕様書に定めた管理業務の履行確認については、指定管理業務の実施状況（自主事業や業務仕様書に基づく業務の実施状況、会計帳簿等）の確認を行う実地調査やその他臨時調査を実施し、適切な管理監督に努めていきます。</p> <p>3 指定管理委託事業と指定管理者が自ら企画・提案して実施する自主事業の区別において相互の認識に相違があったことから、改めて指定管理委託事業と自主事業について相互において、業務内容を確認・精査し、認識合わせを行うなど、今後、指摘のような認識誤りがないよう改善を図りました。</p>

<p>指定申請書では、指定管理委託事業分に計上されていましたが、所管課及び指定管理者は、相互で確認を徹底し業務にあたってください。</p> <p>4 指定管理者事業報告書の収支決算書において、水道光熱費にガス代が含まれていましたが、これは食堂運営に係るもので、自主事業経費から支出することになります。これにより、コロナによる減収補填額の修正（返還）が必要になりますので適正に処理してください。</p> <p>5 指定管理料の算定において、人件費として管理者及び事務員、作業員、法定福利費を含めて7名分、合計17,152千円計上されています。これに対し、収支決算書における人件費は、実質4名から6名の賃金及び法定福利費が11,384,072円、一般管理費が540万円(月額45万円)となっています。この一般管理費は、経理にかかる人件費として福島本社で35%の189万円(月額157,500円)、仙台本社で65%の351万円(月額292,500円)の内訳となる説明でしたが、支払先、支払金額等を証するものではありませんでした。(福島本社は、平成28年に仙台本社から分割されている。)</p> <p>また、指定管理料の算定において、芝管理業務が委託料として4,452千円計上されています。これに対し、収支決算書では、管理者1名に対して3,000千円の委託料が支出されたこととなっています。芝管理業務の実施に関しては、月報の作業内容に記載があるものの、報告書等の書類はありませんでした。</p> <p>人件費、芝管理業務については、指定管理料の算定資料及び仕様書とは、大きな相違がありました。仕様書に定めた業務が適正に履行されるよう、管理監督に努めてください。</p>	<p>4 収支決算書に含まれていたガス代については、自主事業で実施している食堂運営に係る経費となることから、指定管理料の算定費用から減額するとともに、コロナによる減収補填額の修正（返還）処理を進めているところです。</p> <p>5 人件費の計上にあたって、一般管理費について、支出根拠が不透明であったことから、適正な管理について指導を行うとともに、支出内容を明確にするため、収支決算書の提出に併せ、経費精査に必要な根拠資料の提出を求めているところです。</p> <p>また、芝管理業務については、仕様書に定められた業務の内容が履行されているかを確認する書類として業務完了報告書の提出を求めています。一部書類が不足している業務があったことから、改めて指定管理者に対し、仕様書に定められた業務内容の確認に加え、業務の適正な執行を指導し、不足書類についての提出を求めているところです。芝の適正な管理に必要な経費については、現状を踏まえ、改めて見直しを行い改善するよう指導を行ったところです。</p> <p>引き続き、上記整理に加え、仕様書に定めた業務が適正に履行されるよう管理監督に努めていきます。</p>
--	---

- (1) 未改善（検討中及び検討予定）の事項については、できるだけ具体的に記載すること。
- (2) 措置を講じないものについては、その旨及び当該理由、見解等を記載すること。